

広島市立大学審査博士学位論文

障がい者の創作活動支援を目的としたデザイン

2017年3月

宮地 英和

目次

はじめに

本論

第1部 障がい者の創作活動支援を目的とした作品の二次利用によるデザイン

第1章 障がい者の創作活動と作品の芸術性

- 1-1. 精神障がい者の造形
- 1-2. アール・ブリュットとアウトサイダー・アート
- 1-3. 障がい者の創作活動とアート

第2章 障がい者の創作活動支援

- 2-1. 障がい者の創作活動を支援する美術館
- 2-2. 障がい者の創造活動を支援する事業

第3章 障がい者の作品の二次利用と著作権

- 3-1. 障がい者の作品の二次利用
- 3-2. 障がい者の作品の著作権

第4章 障がい者の作品の二次利用によるデザイン

- 4-1. 事例1：雑誌の表紙デザイン
- 4-2. 事例2：ポスターの企画展
- 4-3. 事例3：年賀状のデザイン

第2部 障がい者の創作活動支援を目的とした環境整備のためのデザイン

第1章 障がい者の創作活動と環境

1-1. ノーマライゼーションとユニバーサルデザイン

1-2. ユニバーサルデザインの定義

第2章 障がい者の創作活動支援を目的とした環境整備の取り組み

2-1. 地域における共生を目的とした生活介護型事業所

2-2. 自由に利用できる素材・空間・時間を提供する多機能型事業所

2-3. 知的障がいのあるアーティストのための社会福祉法人

第3章 障がい者の創作活動と環境整備のためのデザイン

3-1. 事例1：特別支援学校におけるパーティション

3-2. 事例2：発達障がいのある子どものための机と椅子

3-3. 事例3：ワークショップにおける環境整備

第3部 結論

謝辞

参考文献

はじめに

障がい者の作品は、これまでアール・ブリュット、アウトサイダー・アート等の解釈のもとその芸術性や独自性について注目されてきた。また、近年では、障がい者の創作活動を芸術活動として捉え、その活動を支援する様々な取り組みが行われている。しかし、これまで余暇活動やセラピーの範疇であった障がい者の創作活動については、作品の芸術性の啓蒙だけではなく、その取り扱いや創造活動に関わる様々な環境の側面からも支援する必要がある。そこで、本研究では、作品と芸術性の関係について歴史的な文脈を概観し、作品の著作権と二次利用における問題や創造活動における環境整備について考察する。そして、普段の生活において、社会的接点の少ない彼らが、様々な外的世界と関わる仕組みをデザインの手法を用いて試みていく。その目的は、ノーマライゼーションの立場から、障がい者の創作活動を始めとした日常生活の様式や条件が、可能な限り社会の主流の人々のそれに近い状態になることである。

本論第1部では、「障がい者の創作活動支援を目的とした作品の二次利用によるデザイン」をテーマに、障がい者の作品とアートの関係性について歴史的な文脈を概観し、障がい者の創作活動支援の取り組みについて紹介する。また、障がい者の作品の二次利用と著作権について論述し、筆者が試みた障がい者の作品の二次利用によるデザインの意義と可能性について考察する。第2部では、「障がい者の創作活動支援を目的とした環境整備のためのデザイン」をテーマに、ノーマライゼーションとユニバーサルデザインについて歴史的な文脈を概観し、障がい者の創作活動支援を目的とした環境整備の取り組みについて紹介する。また、筆者が試みた障がい者の創作活動と環境整備のためのデザインの意義と可能性について論述する。そして、結論では、第1章と第2章における論考から、これからの障がい者の創作活動支援について総合考察を行なう。

本 論

第1部 障がい者の創作活動支援を目的とした作品の二次利用によるデザイン

第1部 障がい者の創作活動支援を目的とした作品の二次利用によるデザイン

障がい者の作品には、その形や色彩の独自性や芸術性について高く評価されているものがある。そのような作品はギャラリーや美術館で展示されたり、それらの二次利用によるデザインによって商品化されている。しかし、社会福祉施策における余暇作業の副産物として扱われてきた障がい者の作品の中には、アートとして正当な評価を受けていなかったり、作品の展示や二次利用における著作権の扱いについて議論されているのが現状である。そこで、本論の第1部第1章では、医学的な治療あるいはセラピーの一環として捉えられていた障がい者の創作活動がいかにしてアートと関連づけられてきたのか、その歴史的な文脈について、プリンツホルンの『精神障がい者の造形』、デュビュッフェのアル・ブリュットやカーディナルのアウトサイダー・アートといったキーワードをもとに概観する。第2章では、国内における障がい者の作品をアートとして評価する動向の事例として、「障がい者の創作活動を支援する美術館」と「障がい者の創造活動を支援する事業」の取り組みについて紹介する。第3章では、障がい者の創作活動支援を目的とした作品の商品化の事例について紹介し、作品の二次利用におけるデザインの可能性と著作権の問題について考察する。第4章では、障がい者の創作活動支援を目的として、筆者が試みた作品の二次利用による「雑誌の表紙デザイン」、「ポスターの企画展」、「年賀状のデザイン」の事例について紹介し、その意義と課題について論述する。

第1章 障がい者の創作活動と芸術性

1-1. 精神障がい者の造形

精神病理学と精神分析学において、19世紀末から精神障がい者の視覚を対象とした研究が治療の手立てとして精力的に行われた。こうした研究において、特に重要な研究対象となったのは彼らの作品である。当時、精神障がい者の作品は、精神病院などの施設内で蒐集したものが多く、精神科医以外には知られていない状況であったが、精神病学者チェーザレ・ロンブローゾ (Cesare Lombroso 1835-1909) の『天才と狂人』や『天性の人』によって広く世間の人々に紹介された¹⁾。また、精神科医ハンス・プリンツホルン (Hans Prinzhorn 1886-1933) が『精神障がい者の造形²⁾』 (1922) を発表した。精神障がい者の症例の臨床的かつ精神病理学的診断と合わせて、彼らの作品について解説した本書では、美学の博士号を修得していたブ

リンツフォルンが、精神障がい者の難解で象徴的な作品に見られる秩序や模写といった傾向を研究し、芸術的インスピレーションや造形の課程を心理学的に問うことを試みている。

プリンツフォルンは、造形とは作者の心的事象を具現化した表出運動であり、その表現欲求は遊戯本能と装飾本能と共に造形の衝動へと合流し、「対象を欠いた無秩序の落書き（図1）」として表れ、「オーナメントとデコレーション（図2）」、「模写（図3）」、「抽象的かつ象徴的表現（図4）」に帰結するものとした³⁾。また、造形における創作力は、全ての人間に生まれつき備わった素質で、作品の価値基準はその造形の水準のみで評価されるものであるとした。そして、精神障がい者の作品の魅力として、知識や教育によって失われていない活気や躍動感と一貫したリズムの律動感を挙げた。プリンツフォルンは、精神障がい者の作品や造形する行為に、医学的な治療の研究対象としてだけではなく、内在する人類の文明化によって埋もれた根源的な創造力を見出そうとした。このような障がい者の作品の独自性や芸術性を評価する価値観は、その後のシュルレアリスムなどの前衛芸術をはじめ、アール・ブリュットやアウトサイダー・アートに影響を与えた。

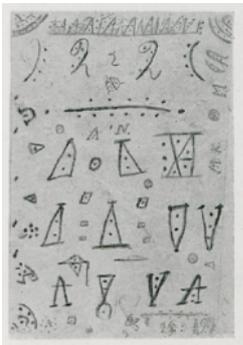


図1 対象を欠いた無秩序の落書き



図2 オーナメントとデコレーション

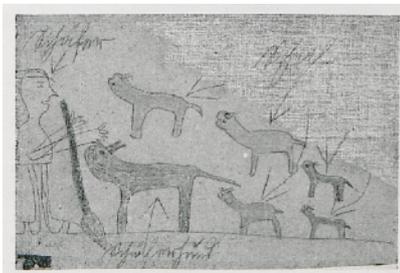


図3 模写



図4 象徴的素描

〔出典〕 Hans Prinzhorn, *BILDNEREI DER GEISTESKRANKEN*, 1922, PP.59-110

1-2. アール・ブリュットとアウトサイダー・アート

伝統的な美術の崩壊から新しい美術へと変遷していた20世紀初頭において、精神障がい者の作品は具象から抽象へと時代が要求する芸術的要素を含むものであった。シュルレアリストのマックス・エルンスト (Max Ernst 1891-1976) が自身の作品と一緒に精神障がい者の作品を展示し (1919)、パウル・クレー (Paul Klee 1879-1940) が精神病院のコレクションを訪問するなど (1920)、精神障がい者の作品は芸術家にも新たな表現・価値として注目されていた。こうした動向の中で、精神障がい者の作品に伝統的な文化の影響を受けていない独創的な芸術性を見出した概念が誕生した。それはアール・ブリュット (Art Brut) と呼ばれた、芸術教育を学んでいない人々による、西洋文化的な美と醜という基準にとらわれない多様性のある表現のことである。

アール・ブリュットは、画家ジャン・デュビュッフエ (Jean Dubuffet 1901-1985) によって名付けられた。友人から贈られた『精神障がい者の造形』によって、障がい者の作品に関心があったデュビュッフエは、彼らの作品を調査するためにスイスの精神病院を訪れている。そして、障がい者が創作したアートを代表するアドルフ・ヴェルフリ (Adolf Wolfli 1864-1930)、アロイズ・コルバス (Aloïse Corbaz 1886-1964) などの作品に出会い、新たな芸術の可能性を発見した。そして、それらをアール・ブリュット〈なまの芸術〉と名付け、次のように述べた。

わたしは〈無名の芸術〉よりも〈なまの芸術〉という言葉を選びました。職業的作家の芸術の方がずっと奥が深くて明晰である、とは思えないからです。……わたしは金時計の側よりも天然のままの金塊の方が好きです。なまの、あたたかい、しほり立ての水牛のミルク万歳⁴⁾。

精神病院から多くの作品の寄贈があったデュビュッフエは自身のコレクションを一般公開し、非営利団体アール・ブリュット協会 (La Compagnie de l'art brut)⁵⁾ (1948) を設立した。そして、当協会では、収集する作品について「美術館や展覧会や画廊で見られる作品を模倣しない自発的で独創的な美術作品、常識や慣習など気にせず、どんなに不器用でもすべて (創意や表現方法) を自分の内部や衝動や気分から引き出すもの⁶⁾」と定めた。美術館、画廊、サロンの芸術を文化的芸術と位置づけたデュビュッフエは、アール・ブリュットの芸術性について、次のように述べている。

それは芸術文化に汚染されていない人々によって作られ、それゆえ知識人の場合とは反対に模倣がほとんどあるいはまったくない作品のことだ。したがってその作者たちは、全て（主題、利用する素材の選択、置換の方法、リズム、書き方など）を自分自身の奥底から引き出してくるのであって、古典芸術や流行の芸術という月並みな作品からではない。そこには作者によってひたすら自分の衝動から、あらゆる面にわたって完全に創り直された、まったく純粋で、なまの芸術がみられるのだ⁷⁾。

アール・ブリュットの根幹には、デュビュッフェの西洋文化における精神性や価値観に対する否定がある。前衛的な芸術家でもあったデュビュッフェは、未開社会のもつ本能、情熱、気まぐれ、荒々しさ、妄想などの諸価値を評価し、芸術を西洋文化の伝統や制度から生まれた視覚的なものではなく、未開社会の精神に訴えるような認識やコミュニケーションの手段として位置づけ、自らの作品（図5）にも取り入れた。そして、精神障がい者の作品に、西洋の文化的芸術にはない、文化的な枠組みや価値とは無縁で、衝動のままに制作する反文化的芸術を見出し、アール・ブリュットと定義した。



図5 デュビュッフェ
『Grand Maître de l'Outsider』
1947年、個人蔵

本来、アール・ブリュットは、芸術の教育を受けていない精神障がい者の自発的な表現から生まれたものであったが、才能や思想ではなくその存在自体を重要視するものであった。そして、このアール・ブリュット概念は、アメリカにも渡り、社会的あるいは文化的な環境要因によってメインストリームの外側に位置づけられるアウトサイダーと呼ばれる人々の作品も内含していくことになる。

子どもの作品、民俗美術、幻視美術、靈感による美術といったものを含めてアール・ブリュットと解釈されることに違和感を感じた美術批評家ロジャー・カーディナル（Roger Cardinal 1940 - ）は、それらをアウトサイダー・アート（Outsider Art）（1972）と名付けた。アウトサイダー・アートとは、正規の美術教育を受けていない人々による伝統や流行に支配されていない表現の純粋性に価値を見出した作品のことである。そのような多様な美術の概念を含むアウトサイダー・アートの作品は、美術専門誌（1989）に掲載され、広く美術界にも浸透していった⁸⁾。そし

て、美術分野にはアウトサイダー・アートというジャンルが確立し、作品が欧米のアート市場で次第に高額で取引され、一定の権威と地位が与えられるようになった。アウトサイダー・アートは芸術家たちにも大きな影響を与えており、「パラレル・ヴィジョン/20世紀美術とアウトサイダー・アート展⁹⁾」(1992)では、クレーやエルンストなど40名の芸術家とヴェルフリ、コルバス、ヘンリー・ダーガー(Henry Darger 1892-1973)など34名のアウトサイダーの作品が展示された。この作品展は、翌年にマドリード、バーゼル、東京を巡回している。特に東京では「日本のアウトサイダー・アート展」が同時に企画され、古賀春江、山下清、草間彌生などの芸術家や知的障がい者による10数点の作品が展示され、アウトサイダー・アートの存在を国内で広く認知させる契機となった。

1-3. 障がい者の創作活動とアート

本来、アウトサイダー・アートとは、正規の美術教育を受けていない作者によって生み出された、伝統や流行に支配されていない表現の純粹性に価値を見出した作品のことであるが、そのような作者には障がい者に多かったため、結果的にアウトサイダー・アート=障がい者の作品という誤った解釈で認識されることもあった。また、近年では、アウトサイダー・アートという名称は社会的なアウトサイドを想起させるものとして、障がい者の作品をアール・ブリュットや障がい者アートと呼ぶ動向がみられる。

国内における障がい者の創作活動は社会福祉施策と深い関わりがあり、福祉施設や作業所が中心となって作品の啓蒙や普及活動を実施してきた。しかし、余暇活動の産物であった作品が偏見や差別、あるいは慈悲といった意識の介入なく、アートとして正当に評価されているかという課題は残っており、また、作品の取り扱いについても、様々な商業的・社会的な問題が複雑に絡み合っ て美術関係者や福祉関係者によって議論されているのが現状である。障がい者の作品は、自由で革新的な表現も多いが、アートとして自ら発信するには困難なケースもあり、様々な分野の専門から積極的に障がい者に関わる必要がある。そして、そうした取り組みによって、彼らの創作活動が活発になり、新しい価値の創出にも繋がる可能性がある。その意味では、障がい者の創作活動における課題は、作者だけではなく家族、支援者、施設のスタッフといった周りからの支援のあり方にも関係しているといえる。次章では、障がい者の作品の純粹な芸術的評価を追求し、障がい者の創作活動を支

援する活動の事例として、「障がい者の創作活動を支援する美術館」と「障がい者の創造活動を支援する事業」の取り組みについて紹介する。

註

-
- 1) 『天性の人 (1882)』の原型が『天才と狂気 (1864)』にある。『天性の人』は仏語、ドイツ語などの言語に訳され、何度も版を重ねて影響力を持つようになる。
 - 2) ハンス・プリンツフォルンの言葉「芸術という言葉は、感情が強く込められた意味が伴えば、そこには価値判断が内包されるからである。……『精神病患者の造形』という表現をすることの方が、適切であるように思える。」より『精神病患者の造形』と表現した。
 - 3) ハンス・プリンツフォルン著、林晶・ティル・ファンゴア訳、『精神病者はなにを創造したのか: アウトサイダー・アート/アール・ブリュットの原点』、ミネルヴァ書房、2014年、P.21
 - 4) 末永照和著、『評伝ジャン・デュビュッフエ アール・ブリュットの探求者』、青土社、2012年、P.112
 - 5) アール・ブリュット協会は1948年年9月設立。会員にはアンドレ・ブルトンやアンドレ・マルローが在籍し、総数は60名に達した。
 - 6) 前掲4、P.116
 - 7) 前掲4、P.119
 - 8) 『美術手帖』、美術出版社、2009年、P.48
 - 9) ロサンゼルス・カウンティ・ミュージアムが企画・主催した作品展。

第2章 障がい者の創作活動支援

2-1. 障がい者の創作活動を支援する美術館

ボーダレス・アートミュージアム NO-MA¹⁾ は、障がい者の表現とその他のアーティストの作品を一緒に展示している（図1）。障がいに対する認識の隔たりだけでなく様々な境界を超えて「人間の持つ普遍的な表現の力²⁾」を感じることを目的としたNO-MAの誕生した背景には、戦後の社会福祉における歴史的な文脈として、近江学園³⁾（1946）の存在がある。ここは、戦災孤児の収容と、知的障がい児の教育を目的として、糸賀一雄、池田太郎や田村一二などによって設立された社会福祉施設である。近江学園では、早くから甲賀市の伝統文化である信楽焼を職業訓練に取り入れているが、それは信楽焼の陶土は可塑性と共に腰が強く細工しやすい粘土であるため、障がい者が創作活動をする上で扱いやすい素材であったことも考えられる。信楽寮（1994）では職業訓練を始めており、信楽焼の窯元に多くの職人を輩出している。このような近江学園の取り組みは、滋賀県の福祉施設における障がい者の造形活動支援を活発化させた。やがて、その活動に伴い、障がい者の作品を展示する場所が地域に必要であったため、社会福祉法人の企画・運営によって、近江八幡市にある伝統的建造物群保存地区の町家を改築したギャラリーが2004年に誕生した。このギャラリーは、博物館相当施設としてボーダレス・アートミュージアム NO-MA（2007）として改称された。ボーダレスは、「福祉と文化との交差」「アートとまちづくりとの協働」「障がいの有無」に因んでいる⁴⁾。

NO-MAは国内だけでなく海外との障がい者の作品に関するプロジェクトに取り組んでおり、ローザンヌ市のアール・ブリュット・コレクション⁵⁾ やパリ市立アル・サン・ピエール美術館での共同作品展⁶⁾ など、日本の障がい者の作品を積極的に発表している。このような活動によって、日本の障がい者の作品が海外でアートとして高い評価を受けることに貢献しているだけでなく、障がい者のアートという社会的な認知と共に、美術や福祉だけでなく教育や医療といった様々な分野の領域を超えて、その可能性を議論する場を発展させている。また、近年では、作品の調査結果のデータベース化や業界のネットワークの構築、展覧会などによって作品を発表する機会を増やすことを目的として、国内やアジア地域における障がい者の作品調査を実施し、新たな才能のある作者の発掘を行っている。このように彼らの創造する作品を「人の持つ普遍的な表現の力＝アート⁷⁾」として発信するNO-MAの活動は、

これまで社会福祉と共に発展してきた障がい者の創作活動の新たな可能性を見出すものといえる。



図1 NO-MA『アール・ブリュット・アート3』（2016年3月、筆者撮影）

2-2. 障がい者の創造活動を支援する事業

障がい者の創作活動を通して、彼らの社会的立場を高めるという立場から始まったのが、エイブル・アート・ムーブメント（可能性の芸術運動）⁸⁾である。これは「障がいの有無や種別をこえ、芸術文化活動を通じて自らを自由に表現する機会を創出し、一人ひとりの可能性を広げ、豊かな社会をつくりあげるムーブメント⁹⁾」であり、その誕生の背景には、障がいのある人たちの芸術文化活動に関する実態調査¹⁰⁾で課題となった各活動を繋げるネットワークの必要性があった。この課題を解決するために、障がいのある人たちの芸術文化活動に携わってきた人々によって日本障害者芸術文化協会¹¹⁾（1994）が設立された。日本障害者芸術文化協会は、エイブル・アート・ムーブメントを提唱し、東京都美術館での展覧会をはじめ、各地で障がい者の創作活動に関する展覧会やシンポジウム、ワークショップなどを実施した。「社会の芸術化、芸術の社会化¹²⁾」をキーワードに、NPO法人（2000）として活動を始めている。その活動目的は、障がい者の創作した作品や人間の可能性を再発見することであり、障がい者をはじめとした日常生活に障がいのある人々に、障がいの種別や有無を超えて、芸術文化活動を通して自由に表現する場やシステムを提供し、豊かな生活を発見することを支援することである。障害者雇用促進法の一部改正と障害者自立支援法の施行（2006）を機会に、障がい者の職業選択や雇用環境に関する新たな課題に対して創作活動支援の立場から解決しようと試みる事業¹³⁾が設立された。この事業では、障がい者の創作活動を自己表現と社会参加の側面だけでなく、仕事として社会に提案することを目的として、作品の著作権や契約に関する管理などのマネジメント業務、作品を発表するギャラリー、作品の二次利用や

ショップの手配、作品の調査研究などを行っている。また、障がいのあるアーティストの公募と選考によって個人的に契約を交わす登録作家制を導入しており、作品をWebサイト上に公開し、作品の著作権や使用料などの管理を行なっている。

NO-MAやエイブル・アート・ムーブメントは、社会福祉的な立場から障がい者の創作活動を支援し、障がい者による作品の価値の新たな可能性を示すものである。特に作品の二次利用による商品化については、障がい者の表現が身近なものになることによって、障がいに対する偏見や差別のない社会の実現に繋がる可能性を秘めている。そして、その実践には美術分野だけでなく、作品の取り扱いや著作権に関する専門のスタッフの協力が必要である。そこで次章では、障がい者の作品の二次利用と著作権をテーマに、障がい者と施設関係者、教育機関と企業が共同で取り組んだ事例について紹介し、その活動の意義と著作権の問題について考察する。

註

- 1) ボーダレス・アートミュージアムNO-MA
2004年に滋賀県近江八幡市で開館した社会福祉法人が運営する美術館。
- 2) 公益財団法人滋賀県文化振興事業団、滋賀文化のススメ「NO-MA」、
<https://www.shigabunka.net/archives/2639/>
- 3) ボーダレス・アートミュージアムNO-MA著、アサダワタル監修『ボーダレス・アートミュージアムNO-MA10年の軌跡』、社会福祉法人グロー、2014年、P.18
- 4) 社会福祉法人グロー、ボーダレス・アートミュージアムNO-MA、
<http://www.no-ma.jp/about/>
- 5) 前掲3、P.106
- 6) 前掲3、P.106
- 7) 社会福祉法人グロー、「GLOWのチャレンジ」
<http://glow.or.jp/activity/no-ma/>
- 8) エイブル・アート・ムーブメント（可能性の芸術運動）
エイブル・アート・ジャパンによって1995年に提唱された。
- 9) 『エイブル・アート・ジャパンパンフレット』、特定非営利法人エイブル・アート・ジャパン、2016年
- 10) 知足美加子著、『デアアルテ』24号、九州藝術学会、2008年、PP.37-53
- 11) 川井田祥子著、『障害者の芸術表現 共生的なまちづくりにむけて』、水曜社、2013年、P.70
- 12) こんなアートスペースがあったらいいな編集委員会編、『こんなアートスペースがあったらいいな 障害のある人・アート・まち』、日本障害者芸術文化協会、2000年、P.71
- 13) エイブル・アート・カンパニー
一般財団法人たんぼぼの家、エイブル・アート・ジャパン、NPO法人まるの共同事業として2007年4月に設立。

第3章 障がい者の作品の二次利用と著作権

3-1. 障がい者の作品の二次利用

近年、障がい者の作品を使用して商品開発を行なっている施設や団体が増えているが、障がい者の経済的な自立を目的とした就労に繋がる成果を上げた事例は少ないのが現状である¹⁾。そのような情勢のもと、障がい者の創作活動への関心を社会に対してより一層普及させ、障がい者の就労支援に繋げることを目的とした「障がい者アートを活用した障がい者の自立・社会参加に関するプロジェクト²⁾」(2009)が実施された。この事業は、大学と施設が「協働³⁾」という手法で、障がい者の作品の二次利用によるデザインによって障がい者の作品の普及度・日常生活への浸透度を深めると共に、彼らの自立支援の可能性について考察するものである。プロジェクトの概要は、市街地中心部の商業地下街等で、美術系の大学の教員・学生による都市型アートと障がい者の作品の公募展⁴⁾を融合させたイベントの開催である。また、イベントと連携して、障がい者の作品をモチーフとした製品アイデアの一般公募を実施し、優秀な作品については販売を最終目的とした製品開発・普及・販売している。このような障害者の作品の二次利用によるデザインでは、一般的に平面的な展開による製品が多いが、日常的によく人目にふれ、使ってもらえる日用品をコンセプトに立体的な展開を試みたものもあった。それは色々な形のルアーに絵を描くワークショップを実施し、作品を製品化するものである(図1)。この取り組みは、二次元から三次元への展開の変化と共に、原画を描いた作者自身にも新たな創造力の喚起を期待するものであった⁵⁾。

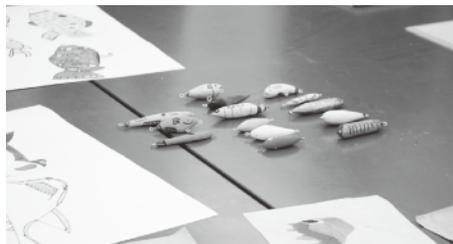


図1 ルアーづくりワークショップの様子と完成したルアー⁶⁾

「障がい者アートを活用した障がい者の自立・社会参加に関するプロジェクト」報告書では、経済的な価値感を社会福祉における障がい者の創作活動に取り入れる課題について、次のように述べている。

障がい者の経済的な自立を生み出す一つ的手段であることはほぼ間違いないが、本人がそうしたいという明確な意思を示す場合を除いて、すべてに先立つ到達目的として、「経済的な自立」を掲げ、そのために障がい者のアート活動を促し、二次利用を進めていくことがあってはならない⁷⁾。

障がい者の作品の二次利用によるデザインにおいては、彼らにとって創作活動が自己表現の場であることを第一前提として認識し、商業的な利益だけを優先するのではなく、彼らの尊厳と人権が失われたり、格差や処遇における新たな差別が生まれないように彼らの創作活動を支援することが必要である。

3-2. 障がい者の作品の著作権

障がい者の創作物が注目され、経済的な価値が見いだされるようになり、作品の二次利用による製品が開発されている。そして、これまで社会福祉的な副産物として美術やデザインとして扱われてこなかった障がい者の作品は、作品集やカレンダー、雑誌への掲載などに二次利用されている。しかし、障がい者の多くが自分の意志を伝えることが困難なため、作品を不利な条件で譲渡されたり、二次利用される場合があるため、障がい者の創作活動に関わる人々には、著作権や所有権などの権利に関する知識が求められている。特に作品の販売や美術館やギャラリー主催の作品展においては、著作権について十分な知識が必要である⁸⁾。

著作権とは、言語、音楽、絵画などの表現によって思想や感情を創作的に表現したものにおける財産的な権利であり、知的財産権の一つである。創作的については新規性や独創性までは要せず、表現者の個性が表れて他と区別できる程度であればよい。しかし、行動範囲が限られている障がい者の作品には、写真集や図録などの模写もあり、その判断が難しい場合もあるのが現状である。

著作者には、人格的利益の保護を目的とした著作者人格権と、財産的な権利である著作権がある。著作権は無体財産権で譲渡することが可能であるが、著作者が作品の所有権を他人に譲渡した場合でも、著作権が消滅あるいは移転することはない。しかし、意思疎通が困難な障がい者の作品に関する著作権については、利害関係者の様々な要請によって正当に扱われない場合もあるため、著作権や著作者人格権などの正しい知識を障がい者の創作活動に関わる人々に浸透させなければならない。そして、その実現には、彼らが障がい者を保護や治療の対象である福祉の受益者と

いう存在として扱わず、創作する行為を尊重し、その創作活動の環境を整備していくことが必要である。

註

-
- 1) 障害保健福祉研究情報システム(DINF)
公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会の提供する情報サイト
 - 2) 障がい者アートを活用した障がいの自立・社会参加に関するプロジェクト
平成21年度障害者保険福祉推進事業の障害者自立支援調査研究として、2009年6月から2010年3月にかけて広島市立大学芸術学部が中心となって実施したプロジェクト。
 - 3) 障害者アートを活用した障害者の自立・社会参加に関する研究プロジェクト推進委員会編、
『障害者アートを活用した障害者の自立・社会参加に関する研究プロジェクト報告書』、厚生労働省障害者保健福祉推進事業、2010年、P.8
 - 4) アート・ルネッサンス
2001年より開催している障がいのある人を対象とした公募の芸術作品展。NPO法人ひゅーるぼん主催。
 - 5) 広島市立大学芸術学部教授吉田幸弘が主導となって取り組んだ製品開発。
 - 6) 前項3、P.29
 - 7) 前項3、P.54
 - 9) 障害者芸術著作権等整備委員会編、『障害者アートと著作権』、日本障害者芸術文化協会、2000年、P.10

第4章 障がい者の作品の二次利用によるデザイン

4-1. 事例1：雑誌の表紙デザイン

この事例では、支援者の相談に応じて、障がい者の作品の二次利用による雑誌の表紙デザインにおける支援者と企業のコーディネート¹⁾を筆者が試みた¹⁾。

公的な支援を受けていないT（30代男性）は中学校を卒業後、週に3日、支援者Y（70代男性）が管理する多目的施設で、軽作業や絵を描くことを日課としている。支援者Yからの相談は、Tの得意な分野である絵画作品を多くの人に知ってもらおう企画を考えて欲しいという内容であった。ギャラリーでの作品展では、関係者などの限られた人数しか見込めないため、ギャラリーよりもより多くの人々に作品を発信することができる広告媒体、そして、その中でも、特に作品の再現性が高く、長期にわたり保存ができる雑誌を使用することにした。様々な出版社に依頼をした中で、地域の情報誌²⁾を発刊している出版社が本企画に賛同し協力した。Tの作品を情報誌の中でどのように扱うかについて、支援者Y（Tは意思疎通が困難なため代理人として）、編集長と筆者が協議した結果、情報誌の表紙で作品を使用することになった。Tの作品は、八つ切画用紙を使用して、周辺の自然や身近な人々を描いたものであり、繰り返し配置されたモチーフと独特な色彩によって、抽象的で装飾的な表現が特徴である。作業工程では、まず筆者がTの作品約100点をセキュリティ対策を施したWebサイト上で閲覧できるようにデジタル・アーカイブ化し、出版社がTと支援者Yの確認を取りながら作品の選考を行なった。そして、採用された作品（図1）は、トリミングと色調補正が行われ、雑誌の表紙が完成した（図2）。



図1 採用されたTの原画



図2 完成した雑誌の表紙デザイン

雑誌の表紙デザインは読者に大変好評であった。また、日常生活では感情をあまり表に出さないTが、自分の作品が採用されたデザインを見たときに、喜びの感情を豊かに表現していた。こうした事実からも、作者や支援者が作品の啓蒙活動に積極的な場合においては、作品の二次利用によるデザインは、作者の喜びや創作する意欲に繋がる可能性があるといえる。

4-2. 事例2：ポスターの企画展

この事例では、障がい者の作品の啓蒙活動を目的としたデザインの可能性を考察するため、NPO法人や作業所の取り組みを調査し、障がい者の作品の二次利用によるポスターの企画展を筆者が試みた。

NPO法人Hでは、こどもの発達支援と障がい者をはじめとする成人の地域生活ならびに社会参画支援に関わる事業を行なっている。創作活動を日課としている障がい者のために美術専門のスタッフが在籍しており、アーティストとして活動している障がい者もいる。作品を二次利用したデザインもあり、Tシャツや帆布工房と共同開発した鞆（図3）などがある。



図3 帆布工房と共同開発した鞆
〔出典〕NPO法人Hより提供

一方、作業所Kでは、自立支援法体系の下で、障がい者の生活介護を行なっており、就労支援を目的とした軽作業が主な日課であるため、基本的に、創作活動は月に1回実施するレクリエーションの一環としての絵画や陶芸などである。手透きの紙や陶器の箸置きなどの日用品（図4）を製造しており、作品の二次利用は行なっていない。



図4 作業所Kの商品
(2014年11月、筆者撮影)

これらの施設に共通しているのは、作品がギャラリーや美術館で展示される障がい者が在籍していることであり、彼らの作品は芸術性は高く評価されている。しかし、その取り扱いについては、施設によって違いがあることを確認することができた。特に作業所Kでは、余暇活動の副産物として作品を取り扱っており、保管や管理などの体制が十分に整備されているとは言い難かった。こうした状況には、そもそも作業所Kは軽作業による就労支援を目的としており、創作活動の取り組み方や作品の取り扱いに限界があることが挙げられる。また、スタッフや家族の障がい者の作

品の芸術性に対する意識も低い。そこで、これらの課題を社会福祉関係者だけの問題として捉えるのではなく、広く社会に認知させるための支援を行なうことにした。障がい者の作品の芸術性の啓蒙には、作品展が一般的であるが、社会福祉関係の施設や団体が主催する場合、差別意識から作品選考を行なわないこともあり、結果的に、作品の完成度に関係なく展示されて統一感のない内容になったり、障がいという特性が一つのフィルターとなって、来場者が作者の家族や支援者などに限られてしまうことがある。そこで、作者が障がい者であることを全面に出さず、作品の啓蒙を目的とした企画展をデザインの手法を用いて筆者が試みた。

企画展では、「事例1：雑誌の表紙デザイン」の知見から、ポスター表現による作品発信を試みた。ポスターの企画展の準備にあたり、支援者Y、NPO法人Hと作業所Kに企画の主旨を説明し、作品協力の賛同を得ることができた。支援者YにはTの作品、作業所Kには余暇活動による作品を提供して頂いた。そして、NPO法人Hが主催している障がいのある人の芸術作品展³⁾の図録（2008～2013）から作品を選考した。選考した作品の二次利用による改変とポスター表現による展示の承諾については、NPO法人Hから作者や支援者に確認して頂いた。作品を二次利用する抵抗感から、展示を断る作者もいたが、障がい者によるアートの認知や発展のきっかけになるとの理由で半数以上の作者が企画に賛同した。そして、最終的に10ヶ所の特別支援学校や作業所の作者17名による22点の作品が集まった。本企画展の作品選考では、「第1章1-1.精神障がい者の造形」で取り上げたプリンツフォルンによる造形を作者の心的事象が具現化した表出運動「対象を欠いた無秩序の落書き（図5）」、「オーナメントとデコレーション（図6）」、「模写（図7）」、「抽象的かつ象徴的表現（図8）」を参考にした。



図5 対象を欠いた無秩序の落書き



図6 オーナメントとデコレーション



図7 模写



図8 象徴的素描

NPO法人Hから提供された作品はデジタル・アーカイブ化されていたが、それ以外の作品は原画のため、プロのカメラマンに依頼して撮影を行い、デジタルデータに変換した。そして、それらの独特の色彩や構図を効果的に伝えるためにポスター表現にするため、筆者がトリミング加工を行い、大判印刷（横120cm×縦200cm）した。完成したポスターは市街地にある指定重要文化財の施設⁴⁾で展示した。この企画展のタイトルは「ここで感じるユニバーサル・アート展⁵⁾」とした（図9）。ユニバーサル・アートとは、障がいの有無によって差別されることのないアートであり、人類や文化あるいは時代を超越した森羅万象（ユニバーサル）の世界が表現されていることを意味している。

本企画展では、この企画の根幹であるノーマライゼーションの立場から筆者を含む作家有志による作品展示⁶⁾も同時に開催した。

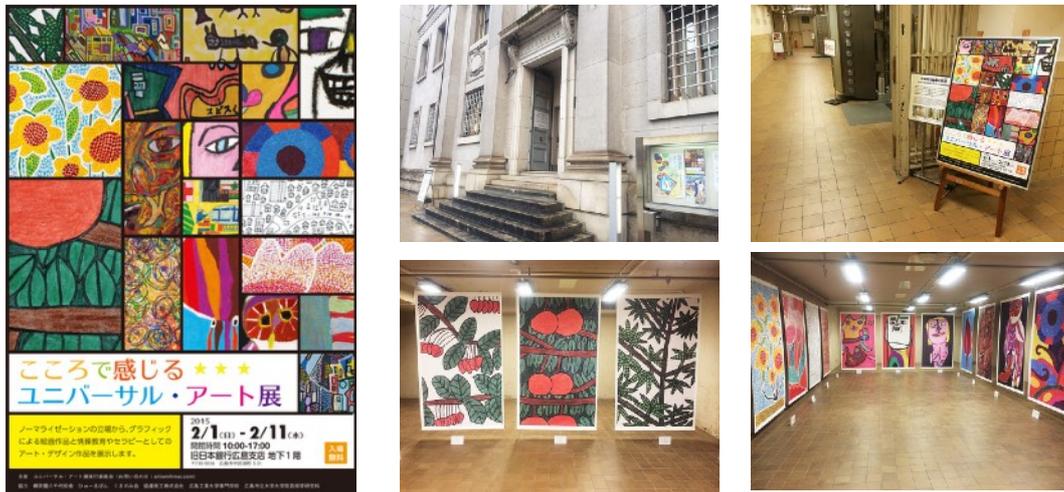


図9 「ここで感じるユニバーサル・アート展」（2015年2月、筆者撮影）

本企画展には、施設のアクセス条件が良いこともあり、作者や支援者などの関係者だけでなく多くの人々が来場した。本企画展の終了後に、支援者Yよりもう少し延長してほしいと依頼があり、八千代の丘美術館でも実施した。アンケート調査の結果では、「鑑賞中に障がい者の作品と気づいて感動した」、「個性的な作品が多く楽しい」、「原画を見てみたい」などの概ね好意的な意見が寄せられた。また、今回の企画展で初めて障がい者の作品を知る人もいた。しかし、「なぜ作品をポスターにして展示する必要があるのか」という意見もあり、作品の啓蒙活動を目的として作品を二次利用する行為について、本企画の意図が相手に十分に理解されない場合もあることが確認された。

この企画展の取り組みの知見から、筆者のポスター作品にTの絵を二次利用する試みを実施した。支援者Yから企画の主旨が伝えられたTは、ポスター作品のために、子供の笑顔を表現した絵を描いた。原画の反復されたイメージを強調するため、線の輪郭を抽出してデザインした。完成したポスター（図10）はプロのデザイナーと美術やデザインを学ぶ学生が参加するポスター展⁷⁾で展示され、デザイナーだけでなく美術やデザインを学ぶ学生にとって障がい者の作品を知る機会になった。

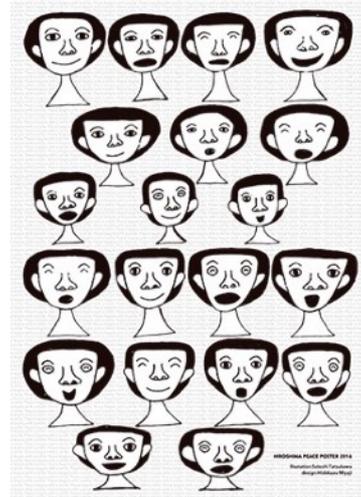


図10 「Peace begins with a smile.」
2016年8月

本研究では、作者の障がいという特性を取り除く手法として、作品をポスター表現に二次利用した。その目的は、障がい者が創作した作品の芸術性を広く社会に認知させ、デザインを通してその価値を再認識することである。本研究を通じて、多くの人々が障がい者の素晴らしいユニバーサル・アートの世界を心で感じる機会になったと考えている。

4-3. 事例3：年賀状のデザイン⁸⁾

この事例では障がい者の創作活動を支援するための手段として、美術やデザインを学ぶ大学生や専門学校生を対象とした年賀状デザインのコンテストに、障がい者も参加できるように筆者がコーディネートを試みた。

インターネットの普及によって、コミュニケーションの手法がデジタル化したこともあり、年賀状の発行部数は減少し続けている。しかし、年賀状は絵や言葉で相手にメッセージを伝える文化であり、これからも守り続けることは必要である。こうした情勢のもと、写真関連製品の小売・卸売を主な事業としている企業Sは、年賀状の文化を若い世代に伝えるために年賀状デザインのコンテストを実施している。

障がい者の作品が年賀状として商品化されれば、作品の啓蒙だけでなく、その活動を通じて障がい者が社会と繋がるきっかけになると考え、企業Sに障がい者がコンテストに参加できないか交渉した。これまで企業Sでは、デザインコンテストに障がい者が参加した前例がないため、企業内でコンセンサスを得るのに難航したが、最終的には本企画に賛同して頂いた。当初は、障がい者の作品専用の審査枠を設ける

予定であったが、ノーマライゼーションの立場から、一般の作品と一緒に審査することに決定した。年賀状デザインのコテストには、Tと作業所Kの10名（20代から60代）の作品11点を出品した。そして、厳正な審査の結果、総作品数401点の応募作品の中から、Sの作品1点とK作業所の作品4点が入賞し、それらの作品は年賀状のデザインに二次利用されてカタログやWebで販売された（図11）。

図11 障がい者の作品の二次利用による年賀状のデザイン



アンケート調査の結果⁹⁾では、企業S側は「サービス拡大に向けた新しい仕事のヒントがあった」、「障がい者施設で働くスタッフの考えや取り組みを知ることができた」また、作業所K側は「目標ができて以前よりも真剣に絵を描くようになった」「入選した人たちはとても嬉しそうにしていた」「落選した人も次回の挑戦に向けて意欲的になった」など今回の取り組みについて好意的な意見が多かった。また、「作品を違和感なくデザインに組み込みたかった（企業S）」、「制作期間が短く完成していない作品もあった（作業所K）」など今後の課題も確認することができた。

本研究は、企業と作業所が共同で取り組んだ障がい者の創作活動支援である。その目的は、障がい者のコンテストへの参加によって作品の啓蒙と社会参加を促すことである。企画の実践は困難であったが、企業と作業所の連携によって実現することができた。今回の取り組みによって、企業は作業所の考えや取り組みを知ることができ、サービス拡大に向けた競合他社との差別化に繋がる新たなサービスのヒントを見出した¹⁰⁾。一方、作業所では、目標に向けて障がい者が真剣に創作活動に取り組むようになった。その事実は、これまでの余暇活動の一環として扱われていた創作活動に対する意識向上に繋がる可能性を示すものであった。

註

- 1) 作品の二次利用による雑誌の表紙デザイン
2014年6月から2014年9月にかけて実施したプロジェクト。最終的に『Grandeひろしま』平成26年秋号の表紙にTの作品が採用された。
- 2) 『Grande ひろしま』
広島県内を中心としたアートや伝統技術、音楽、食などの生活文化、地域発信の活動や祭りなどの地域文化などのテーマを取り上げた情報雑誌。
- 3) 「アート・ルネッサンス」
2001年よりNPO法人Hが主催している作品展。作品の質の高さに加え、多くのアーティストを輩出し、全国から多くの注目を集めている。また、アートを通じた社会変革ムーブメントとしての価値も生み出している。
- 4) 旧日本銀行広島支店跡地
被爆建物の一つで広島市指定重要文化財。一般公開されており、芸術文化活動拠点としても利用されている。
- 5) ころで感じるユニバーサルアート展
日本銀行広島支店跡地の金庫室で2015年2月1日から2015年2月11日にかけて開催した。
- 6) アートのなかま展
「ころで感じるユニバーサルアート展」の主旨に賛同した3名の若手アーティストと筆者が企画した。イメージを表現して伝えること（描く、書く、話す）をテーマに、作品を通して来場者と心がふれあえることを目的として、各作家が創作した絵画、絵本や積み木などの作品を展示した。
- 7) ヒロシマ平和ポスター展
日本グラフィックデザイナー協会広島地区会員が中心となって平和をテーマとしたポスターを展示する作品展。2016年8月9日から8月13日まで開催された。
- 8) 作品の二次利用による年賀状デザイン
2015年5月から2015年8月にかけて筆者が実施したプロジェクト。
- 9) 2015年10月29日から2015年11月にかけて筆者が企業Sと作業所Kに実施したアンケート。
- 10) 前項9 企業Sからの回答より

第2部 障がい者の創作活動支援を目的とした環境整備のためのデザイン

第2部 障がい者の創作活動支援を目的とした環境整備のためのデザイン

障がい者の作品の芸術性に注目し、その啓蒙活動や障がい者の就労に繋がるような創作活動支援は、第1部の知見から、障がい者と社会との接点を生み出し、彼らの生きる喜びや自信に繋がる可能性を示すものであった。第2部では、そうした支援の根幹である環境整備について、デザインの視座から論述する。第1章では、障がいのある環境を無くし、誰もが同じように生活できることを目的としたノーマライゼーションとその理念を根幹とするユニバーサルデザインの歴史を概観し、その定義を再認識した上で、知的あるいは身体的な障がい者の生活環境を支援するためのユニバーサルデザインについて考察する。第2章では、障がい者の創作活動支援を目的とした環境整備の取り組みの事例として、作品がアートとして国内外で高く評価されている「地域における共生を目的とした生活介護型事業所」、「自由に利用できる素材・空間・時間を提供する多機能型事業所」、「知的障がいのあるアーティストのための社会福祉法人」について紹介する。第3章では、障がい者の創作活動支援を目的として筆者が試みた環境整備のためのデザイン「特別支援学校におけるパーティション」、「発達障がいのある子どものための机と椅子」、「ワークショップと環境整備」の事例について紹介し、その取り組みの意義と課題について論述する。

第1章 障がい者の創作活動と環境

1-1. ノーマライゼーションとユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザイン¹⁾ (universal design) の定義は、障がい者施策の一つとして、国際的にも広く認知されている。そして、その根幹には、国内外における障がい者施策の目標であるノーマライゼーション²⁾ (normalization) の理念がある。ノーマライゼーションは、デンマークのN.E.バンク-ミケルセン (N.E.Bank-Mikkelsen 1919 - 1990) によって初めて提唱された。1940年代、コペンハーゲン大学の学生であったバンク-ミケルセンは、地下組織の記者として活動していたが、デンマークまで侵攻していたナチス軍に拘束され強制収容所に収容された。そして、終戦後、社会省に所属し、知的障がい者が入所する施設の担当者に赴く。当時は、各都市の郊外に障がい者の社会的な保護を目的とした施設が建設されており、多くの障がい者が入所していた。そこでは、入所者が施設内で同じ服を着て、同じもの

を食べながら集団生活を行うものであった。一般社会から隔離された閉鎖的な空間と施設の保護的な運営に対して批判的であった障がい者の保護者と共に、バンク・ミケルセンはデンマーク知的障がい者親の会（1952）に結成する。障がい者の環境改善のための積極的な啓蒙活動の成果によって、社会省に施設運営改善を目的とした「知的障害者福祉政策委員会」が翌年には設置された。そして、「知的障害があってもその人は一人の人格を持っているのであり、ノーマルな人と同じような権利をもつ³⁾」という理念を盛り込んだ報告書をもとに知的障害者福祉法（1959）が成立され、ノーマライゼーションという理念が初めて提唱された。

ノーマライゼーションとは、障がいを持った人々を健常者として接することではなく、障がいを社会の中で受容して、誰もが同じように生活出来る環境を提供することである⁴⁾。そこには、これまで施設の中で、一つの集団として扱われていた障がい者が、個々の人間として生活するための権利の主張があった。

デンマークにおけるノーマライゼーションの活動は、国際交流を通して、スウェーデンにも大きな影響を与えた。知的障がい者援護法の制定に関わっていたベングト・ニリエ⁵⁾（Bengt Nirje 1925-2006）は、ノーマライゼーションの理念を整理し、障がい者が普通に生活出来る環境実現を目的としたノーマライゼーションにおける原理（1969）を提起した。この原理は、知的障がい者が日常生活の様式や条件を社会の主流の人々の標準に可能な限り近い状態を得られるようにすることを定義したものである。ノーマライゼーションの原理は、次の8つで構成されている⁶⁾。

1. 1日のノーマルなリズム……起床、衣服着脱、食事、就寝
2. 1週間のノーマルなリズム……異なる環境での家庭生活、余暇等
3. 1年間のノーマルなリズム……休暇
4. ライフサイクルでのノーマルな経験……幼児期、青年期、成人期、老年期
5. ノーマルな要求の尊重……自己決定権
6. ノーマルな経験……異性との交際、結婚する権利
7. ノーマルな経済的状态……労働における差別・偏見の除去、公平な賃金
8. ノーマルな生活環境……学校施設における標準的環境

ノーマライゼーションは、障がい者には、健常者と同様の生活をする権利があり、排除されることなく、可能な限り同じ条件に置かれる状態こそがノーマルな社会という理念に基づいている。その理念は、障がい者を社会的に保護するための施策と

して一般的であった専用施設が、障がい者の社会的な隔離をもたらし、彼らの人間としての尊厳が失われたことから始まった。そして、この理念は、今日における福祉の基本的な概念の国連知的障がい者権利宣言（1971）、国連障がい者権利宣言（1975）の基盤となっている。

バンク-ミケルセンやニリエによるノーマライゼーションの理念は、アメリカにも影響を与えた。州立精神病院研究員のW・ヴォルフエンスベルガー（Wolf Wolfensberger 1934-2011）は、ニリエの講演会に参加した後、ノーマライゼーションを独自の解釈で定義した。それは、障がい者自らが周りの標準的で規範なものに合わせて、障がいを矯正することによって、特殊な存在にならないことを実現していくというものである。この思想は、アメリカにおけるノーマライゼーションの理念に大きな影響を与えた。

1970年代から1980年代のアメリカでは、政府が福祉予算や人権予算の削減を積極的に行っていた。このような政府の政策は、障がい者による自立生活のための運動を生み出した。それは、障がい者が、行政主導のもと施設や病院に閉じ込められるのではなく、バリアフリーや福祉サービスを障がい者が能動的に発言して、社会の中で普通に暮らすことを目的とした運動である。この運動は全国的に活発化し、障がい者の権利運動の地域拠点として自立生活センターが各地に設立された。このような情勢のもと、障がいによる差別を禁止したリハビリテーション法（1973）が制定された。リハビリテーション法は、障がいのため職務を遂行する能力がない人々を、仕事上の差別から守るために、政府の職員雇用とサービスにおけるアクセシビリティの確保を目指したものである。そして、障がい者に関する法律や施策の評価機関の全米障がい者評議会（1978）が発足され、主に雇用と移動交通および公共・民間サービスなどにおける障がい者への差別の禁止を中心とした『自立に向かって』（1986）が刊行された。こうした動向のもと、全ての障がい者に対する住宅差別を禁止する公正住宅法（1988）、障がい者に対する差別を禁止する障がいを持つアメリカ人法（1990）が制定された。

公民権法を基盤とした障がいを持つアメリカ人法が、公民権運動から20年以上も経過した理由は、公民権法が主に人種差別撤廃を目的としたものであり、その対象に障がい者が含まれていなかったことが考えられる。リハビリテーション法は、政府とその補助金の受領機関のみを規制するものだったが、障がいを持つアメリカ人法はより包括的な市民生活全体の差別を規制するものとなった。

障がい者による自立生活のための運動が、障がい者の福祉サービスだけに固執せず、市民的権利運動の先頭に立ったことが、他の市民的な権利を求める団体にも受け入れられる素地を生んだことの意義は大きい。障がいを持つアメリカ人法の特徴は差別の禁止であり、その理念は、障がい者が健常者と同じ条件で生活することであり、現在は、メインストリーム（主流化）⁷⁾ という表現が用いられている。

ユニバーサルデザインは、バリアフリー建築の専門家であるロナルド・L・メイス（Ronald L. Mace 1942-1998）によって初めて提唱された。幼少期のポリオによる後遺症により身体的な障がい者であったメイスは、自分自身の体験から様々な公共建築物のバリアフリーについて疑問を感じていた。障がいの部位や程度によって生じる問題に対処することを目的としたバリアフリーの建築物は、障がい者だけを対象としたものであった。その結果、障がい者にとってバリアフリー建築を利用することが心理的な負担になったり、特定の障がいに対応したりするだけでは解決できない問題もあった。そこで、メイスは、それまでのバリアフリーの概念に代わって、障がいの有無に関係なく、年齢、性別、国籍、人種等を超えた多くの人にとって使いやすい生活環境を設計する概念をユニバーサルデザインとして定義した。メイスは、メインストリームへの参加を支援するための機関として、ノースカロライナ州立大学デザイン学部にアクセシブルハウジングセンター（1989）を設立した。そして、多目的トイレや組み立て式風呂ユニットなどの住宅環境についてのユニバーサルデザインの研究を進めながら国際的な活動を行った。こうした活動の成果もあり、ユニバーサルデザインは、障がいを持つアメリカ人法の法的解釈と実施への解決策の一つとして評価されて普及した。ユニバーサルデザインの基本概念は、障がい者だけでなく高齢者や子どもを含むすべての人々の社会福祉の理念として位置付けられている。

1-2. ユニバーサルデザインの定義

メイスによって公式に提唱されたユニバーサルデザインの原則⁸⁾（1985）は、次の7項目で構成されている。

1. 誰でも公平に利用できる（Equitable use）

公平かつ平等であるという価値観を追求し、出来るだけ多くの人が同じように使用できること。使い手が不安を感じたり緊張しないように配慮している。

2. 自由度が高く柔軟性がある (Flexibility in use)
様々な能力の使い手が、各々の方法で使用できること。身体行動のリズム・バランス・パターンにおける予測を超えた状況に対する許容性がある。
3. 簡単で直感的にわかる (Simple and intuitive)
使い方が簡単で、直感的に理解できること。不必要なストレスを与えず、動作や操作の誤認や誤解による事故を防げる。
4. 必要な情報がすぐに理解できる (Perceptible information)
視覚や聴覚などの様々な感覚で、必要な情報がすぐに理解できること。機能について、混乱や錯覚を起こさないように配慮している。
5. ミスや危険につながらない (Tolerance for error)
誤っても操作して事故を起こしにくいこと。ミスや危険につながる装置や部分を明確に表示して、未然に誤操作や事故を防ぐ工夫をしている。
6. 少ない力で無理なく楽にできる (Low physical effort)
多様な身体能力に合わせて、無理なく自然な姿勢で使用できること。身体的な負荷が大きい動作や繊細な動作、同じ姿勢の保持などを考慮している。
7. アクセスしやすい空間と大きさがある (Size and space for approach and use)
使い手にとって適切な位置や状態に置かれていること。大きさ・形態・構造だけでなく、介助者などの付帯条件など周りの空間や環境にも配慮している。

ユニバーサルデザインの目的は、使い手の特徴を考慮して可能な限り多くの人が物やサービスを利用出来るようにすることである。平等という概念において、誰もが差別を意識することなくサービスを利用出来ることは、ユニバーサルデザインで最も重要な要素の一つである。そして、それは「障がいのある人をノーマルにすることではなく、彼らの生活条件をノーマルにすること⁹⁾」というノーマライゼーションの目標にも繋がっている。しかし、ユニバーサルデザインの過剰なアピールによって、利用者の自尊心を傷つけてしまい、結果として配慮が不十分な場合もある。また、近年の多種多様な商品が溢れる市場において、企業がマーチャンダイジングを過剰に意識するあまり、過剰な装飾を施したものや必要以上に高機能なものが生産され、結果として、それらが誤操作や事故の原因になる可能性もある。使用者が求めるデザインにするためには、企画の段階で使い手の行動心理を洞察することが必要である。特に日常生活でモノやサービスの使用において不便を感じる障がい者の創作活動については、作者の創作意欲が向上するような環境を実現すること

が重要である。そこで、次章では、作品がアートとして国内外で高く評価されている施設の創作環境や取り組みについて紹介し、その意義と可能性について論述する。

註

-
- 1) ユニバーサルデザイン
障がいの有無に関係なく、年齢、性別、国籍、人種等を超えた多くの人にとって使いやすい生活環境を設計する概念。ロナルド・メイスによって提唱された。
 - 2) ノーマライゼーション
障害をもつ人が障害をもたない人と同等に生活し活動する社会を目指す理念。デンマークのN.E.バンク-ミケルセンによって1958年に提唱された。
 - 3) 野村武夫著『ノーマライゼーションが生まれた国デンマーク』、ミネルヴァ書房、2004年、P.108
 - 4) 花村春樹著『ノーマライゼーションの父N・E・バンク・ミケルセン』、ミネルヴァ書房、1998年、P.110
現在その国の一般市民が文化的・宗教的・社会的枠組みの中で暮らしている生活条件、あるいはその枠組みの中で目標とされている生活条件。
 - 5) スウェーデンでは、知的障がい者育成会に所属していたベクト・ニリエがノーマライゼーションの普及に貢献した。
 - 6) Bengt.Nirje, The Normalization Principle and Its Human Management Implications, The International Social Role Valorization Journal, Vol. 1(2) , 1994 ,[19-21]
 - 7) メインストリーム
障がい者と社会の間にある障がいを撤廃する動き。
 - 8) 中川聡『ユニバーサルデザインの教科書』、日経デザイン、2002年、PP.66-121
 - 9) 前項3 P.110

第2章 障がい者の創作活動支援を目的とした環境整備の取り組み

2-1. 地域における共生を目的とした生活介護型事業所

アトリエ・コーナス¹⁾は、障がい児の母親や保育園の職員が中心となって設立した障がい児親の会を始まりとする生活介護型事業所²⁾（1981）である。国際障がい者年³⁾が宣言されてから、障がい者と共に支え合い、互いに尊重しながら地域で生きることが目標とした活動を行っており、内職作業を中心とした共同作業所（1993）を設立した。設立当初は、組み立てなどの軽作業が主な日課であったが、白岩は他施設の障がい者の絵画作品に感動したことをきっかけに、アート活動を中心においた事業を開始する。この経緯について白岩は次のように述べている。

これまで見たことがない表現と奔放な線や色使いには、エネルギーが満ち溢れている。今のような内職作業では、彼ら本来の個性、感性が発揮できない。一人ひとりが自己を自由に表現するアート活動を始めよう⁴⁾。

彼らとともに歩んできたアート活動を通して、私はやっと気づきました。愛情という名のもとに彼らの自由を奪ってきたのは、私たち親、家族、社会であると。“彼らにできるわけがない”と私たちはつねに彼らの行動・表現・選択を制限してきました。だから、彼らはアートによって、生きる自由、生きる力を取り戻しているのかもしれない⁵⁾。

古い町家を改築したアトリエ（図1）は、日本の木造建築の特徴を活かし、周りから見えないように部屋を区切れる襖や障子、あるいは屋内にしながら自然の移ろいを感じることができる坪庭など、創造活動だけでなく日常の暮らしに配慮された空間である。利用者は各々の場所で、厳選された高品質の絵具や絵筆を用いて自由に創造活動に専念することができる。このような恵まれた環境の中で生まれた作品は多くの公募展で受賞し、国内外で評価されており、ファッションデザイナーとデザイン会社との共同企画によるアパレルブランド⁶⁾の設立、アトリエ・コーナスの活動をまと



図1 古い町家を改築したアトリエ
〔出典〕アトリエ・コーナス提供

めた写真集⁷⁾の発刊、パリのギャラリーで作品展示(2014)、abcd⁸⁾(art brut connaissance&diffusion)のコレクションに作品が加わるなど精力的な活動を行なっている。

アート活動だけでなく地域の清掃や手作りクッキーの販売をしているアトリエ・コーナスでは、誰もが入りたくなる空間や雰囲気作りを心掛けている。地域に開かれた施設としてイベントやボランティアを積極的に行い、日常的に地域住民との交流を行なっている。こうした開放的で創造する環境を整えることによって、現在では利用者やスタッフにも笑顔が増え、地域の人々が自然に訪れている。

白岩は障がい者の環境について、「障がい者福祉の歴史において、障がい者は健常者と区別されて福祉施策による行政措置が行われおり、当事者の意志が尊重されることは稀であった。⁹⁾」と指摘する。アトリエ・コーナスは自らの活動をより多くの地域の人々に認知・支援してもらい、活動を継承・発展させる為に、NPO法人化している。そして、障がい者が地域で生活し、すべての人を包み支え合う社会的包摂「ソーシャルインクルージョン¹⁰⁾」を目指している。それは、障がい者の就労支援、自立生活支援に関する事業と共に、社会参加および地域との交流事業を実践することであり、その目的は地域の人すべてを包み込む社会の実現を目指すことにより、社会福祉の増進に寄与することである。

2-2. 自由に利用できる素材・空間・時間を提供する多機能型事業所

やまなみ工房¹¹⁾は、障がい者自立支援法に基づく、生活介護、就労継続支援B型事業¹²⁾の障がい者多機能型事業所である。生活介護事業では、生活等に関する相談や、必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行っており、利用者の主な仕事は、紙漉き、古紙回収、ペットボトルキャップ回収、畑、リハビリ、散歩、絵画、陶芸、その他さまざまな表現活動である。利用者の主な仕事は、粘土、絵画、縫製、刺繍、メンテナンス、喫茶営業である。

開所当初は、軽作業を中心とした下請け作業を行っていたが、陶芸、手工芸などの活動を行っていたやまなみ共同作業所は、社会福祉法人として認可された翌年にやまなみ工房が開所された(1996)。粘土や絵画を中心とした「Atelierころぼっくる」、刺繍や絵画を中心とした「Studioこっとん」、身体の機能訓練を中心とした「おれんだむ」、公共施設等のメンテナンスを中心とした「もくもく」、古紙やペットボトルの回収を中心とした「たゆたゆ」、施設内の喫茶店の接客を中心とした

「hughug」を開設した。現在は、これらの6つのグループに分かれて活動を行っている。利用者は、本人の意思に基づいて、いずれかのグループに所属しているが、特に活動を制限していないため、途中で変更することも可能である。これは施設長である山下完和の「利用者が喜びで満たされ真剣に向き合えるものが今ここにあるのか¹³⁾」という理念に基づいている。管理する側の理想のもと、一定の基準で都合良く判断していくことに疑問を感じた山下は、利用者をグループから個として捉え、アイデンティティを尊重し、その希望を叶えることに尽力を尽くした。そして、その結果が現在のやまなみ工場の運営形態となっている。山下は、そもそも施設にアートを取り入れる考えはなく、利用者の自発性を尊重し、彼らの本音と向き合うことを地道に行ってきた。障がいの度合いや種類と同様に、彼らの価値観や多様性は一律ではない。日課や作業として取り組むのではなく、個の生活スタイルに合わせて、時間と空間、創造力が高まるような経験、表現に必要なあらゆる素材を揃え、好奇心に駆られ、新鮮味が薄れることのないような工夫を環境のデザインとして積極的に取り入れてたのである。例えば、「Atelierころぼっくる」では、利用者が自由に創作活動に集中できるように一人ひとりに作業台が設置されている。ここでは他者の作業が常に見える状態であり、中には影響を受けて創作活動を始めた利用者もいる。

また、人前で作業するのが苦手な人は、個室や、休憩時間を利用して作業を行えるように配慮しており、個としての空間作りが上手く設計されている。作品の画材や素材については、ペンや絵具、粘度や裁縫まで多彩に取り揃えて、在庫が常にストックされており、利用者は自由に使用することが



図2 工房で創作する様子
(2016年3月、筆者撮影)

できる(図2)。このように、山下の理念のもと利用者が創造活動するための環境が整っている。また、芸術性の高い絵画、陶、刺繍などの作品をたくさん生み出しているやまなみ工房ではそれらの作品の二次利用によるアートとデザインにおける表現のコラボレーション活動にも積極的である。デザイン事務所との共同プロジェクトによる写真集の発行や所属作家の作品を基にしたファッションレーベルの発表によって、国内に限らず海外に向けて作品を発信している。山下は、障がい者の創造活動と環境について次のように述べている。

そもそも彼らの多くは自分自身の日々の行為や表現がアートであるか関心がないように見受けられる。社会的な価値や賞賛に関心を示すこともない。全ては自分のための行為なのである。その行為や表現を肯定し尊重することが私たちの責務である。……障がい者の表現が、社会の中でアートとして評価されたり、あるいは、美術品としての商品価値があるかどうかは、彼ら自身の創作する目的と無関係な要素であり、まず彼らが人としての尊厳を取り戻し、自ら生きる喜び、表現する喜びを生み出す環境作りが必要である¹⁴⁾。

やまなみ工房では、本来、表現活動を得意としていた人は殆ど在籍していなかった。しかし、入所してから自発的に表現活動を始め利用者が多い。その理由の一つとして、自由に利用できる素材と空間と時間を提供していることが挙げられる。それは創作活動を規則に沿って取り組むものではなく、「彼らは創り出されたものよりも、創り出す時間と行為が大切である。¹⁵⁾」という山下の信念のもと、障がい者に対して人としての尊厳を尊重した創造活動支援の環境を実践している。

2-3. 知的障がいのあるアーティストのための社会福祉法人

知的障がいのあるアーティストのために創作活動の環境を整備し、彼らが作家として独立することを支援している施設にアトリエ・インカーブ¹⁶⁾がある(図3)。アトリエ・インカーブは、建築デザイナーとして活躍していた今中博之が、シュヴァルの理想宮¹⁷⁾や重度の知的障がい者の入所施設¹⁸⁾の作品に既存のアートにはない魅力を感じ、シュヴァルのような作品を見たいという探究心から始



図3 アトリエ・インカーブ
(2016年3月、筆者撮影)

まった。そして、今中は「障がいのある人には“creativity”がある¹⁹⁾」という信念のもと、障がい者と健常者の橋渡しをする役目を担い、約20年間にわたり、知的障がいのある利用者の創造環境の整備、スタッフの育成、作品の啓蒙などに取り組んできた。こうした活動結果、現在は社会福祉法人として活動しているアトリエ・インカーブの所属アーティストの作品は、海外のギャラリーで展示されるなど、その芸術性が高く評価されている。また、国内においても美術館やギャラリーで展覧会を開催しており、近年では、所属アーティスト専門のギャラリー²⁰⁾を開廊している。

今中は、創造性豊かな所属アーティストの作品について「現代に生きる人が生み出すアート＝現代アート」として定義している。その根幹には、作品の評価において、障がい者の創造したアートとして障がいという属性で区別するのではなく、作品自体の芸術性に価値を見出す価値観がある。そして、将来的に、現代アートを越えた存在として作品が美術館に展示され、より広く多くの人々に鑑賞され、美術市場で評価されることを目指している。そして、アトリエ・インカーブの最終的な目標は、利用者が全員アーティストとして独立して活動することである。

アトリエ・インカーブでは、全国的にも先駆的な取り組みとして、スタッフの大半が社会福祉士と学芸員の資格を取得している。そして、スタッフは所属アーティストの作品を美術的な価値を認識した上で著作権を守り、作品の保管あるいは発信を行なっている。今中は、社会福祉政策と深い関わりのある障がいのある人の作品が、余暇活動の産物として扱われて散在あるいは廃棄されることを防ぐためには、現場に福祉とアートやデザインの専門的な知識を備えた人材が必要であると指摘する²¹⁾。そして、その人材の育成のためには、美術系の学生への興味喚起としての講演会やインターンシップの実施、福祉現場スタッフにアートやデザインを学ぶ機会を提供しなければならないと述べている。

1) NPO法人コーナス (AtelierCORNERS)

白岩高子を中心となり障がい者の母親たちによって1993年に大阪市阿倍野区に設立された知的障がい者の生活介護型通所施設である。2005年から町屋を改装した現在の空間になった。2007年からNPO法人として活動。

2) 特定の公益的・非営利活動を行うことを目的としており、ここでの非営利とは、団体の構成員に収益を分配せず、主たる事業活動に充てることを意味し、商業活動を行うこと等の収益を得る行為を制限するものではない。

3) 国連総会は、1981年を、「完全参加」(full participation)をテーマとする国際障害者年(International Year for Disabled Persons)と宣言した。

中野善達編「国際障害者年の宣言と障害者年に向けて」、障害保健福祉研究情報システム
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/intl/un/unpwd/po28po48.html>

4) 2016年3月3日にアトリエ・コーナスにて筆者が白岩に取材を行ったときのコメント。

5) 前掲4を参照

6) アトリエ・コーナス、ファッションデザイナーなどによるブランド(2012)

7) “THE CORNERSTONE” (PR-y, 2012)

8) abcd協会 (art brut connaissance & diffusion)

1999年に設立されたアール・ブリュットの非営利の研究機関。フランスのパリとチェコのプラハに拠点を持つ。アトリエ・コーナスの作家3名の19作品がコレクション入りしている

9) 前掲4を参照。

-
- 10) ソーシャル・インクルージョン (social inclusion)
「社会的包容力」「社会的包摂」などと訳される》障害者らを社会から隔離排除するのではなく、社会の中で共に助け合って生きていこうという考え方。
 - 11) やまなみ工房
甲南と甲賀に障がい者のための自立ホーム、共同作業所をつくる会によって、1986年に滋賀県甲南市に設立された無認可共同作業所が前身。74名の利用者と24名の職員が所属（2016年3月現在）。
 - 12) 就労継続支援B型事業
生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のため必要な訓練、その他の必要な支援を行う。
 - 13) 2016年3月1日にやまなみ工房にて筆者が山下に取材を行ったときに頂いた生原稿から抜粋。
 - 14) 前掲3を参照。
 - 15) 前掲3を参照。
 - 16) アトリエ・インカーブ
社会福祉法人素王会のアートスタジオとして大阪市に2002年に設立。
 - 17) 郵便配達夫フェルディナン・シュヴァルによる建築物（1912）
 - 18) 京都府亀岡市にある障がい者支援施設「みずのき療」
 - 19) 2016年3月3日にアトリエ・インカーブにて筆者が今中に取材を行ったときのコメント。
 - 20) 2010年にギャラリー・インカーブ京都を開廊。
 - 21) 前項4を参照。

第3章 障がい者の創作活動と環境整備のためのデザイン

3-1. 事例1：特別支援学校におけるパーティション¹⁾

本研究では、障がい者の社会生活における環境の問題を考察するため、特別支援学校小学部を視察した。授業では、視覚優位の知的障がいの児童のために、学習の妨げになる周りの情報が見えないようにパーティションを使用している。しかし、既製品のパーティション（図1）は、重くて持ち運びが大変なため、ホワイトボード（図2）や梱包用の段ボールで代用しているのが現状である。ただしホワイトボードは板書に必要なため、常時使用することはできない。また、梱包用の段ボールについても経年劣化が著しく今にも壊れそうな状態であったため、この問題について早急な対応が必要な状況であった。



図1 既製のパーティション



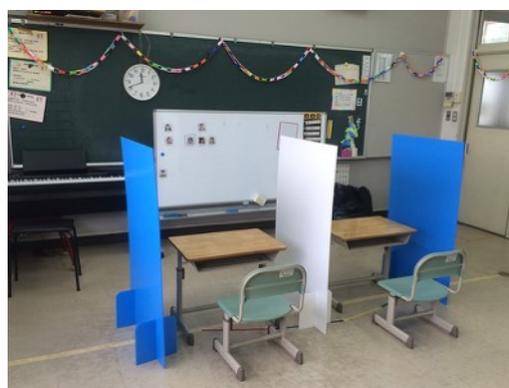
図2 ホワイトボードによる仕切り

そこで、この問題を解決するために軽くて持ち運びやすいパーティションの開発を試みた。パーティションの素材には、軽くて通気性と反発性を兼ね備えた段ボールを使用し、その用途に合わせて、低学年用には軽いプラスチック段ボール、高学年用には強度な強化段ボール²⁾を採用した。機能面や環境面において優れた素材の段ボールのパーティションを製作するために、自動車部品の梱包用段ボールを扱っている企業Kに協力して頂いた。パーティションの大きさや形は、特別支援学校の先生の意見を参考に、高学年用と低学年用に分けてデザインした。それらは、机や椅子だけでなく棚なども置けるような余裕のある空間を確保できるようにするために、アクセシビリティやユーザビリティに配慮した組み立て式の構造にした。高学年用は、強度を持たせるため、壁板3枚と支柱2本を業務用マジックテープで連結するコの字型にし、低学年用は、簡単に持ち運び出来るように、壁板に固定板を差し込む自立型にした。いずれのパーティションも、自由にパーツを組み合わせることが

出来るため、空間や用途に合わせて使用できた。本研究におけるパーティションの企画内容は、以下のとおりである。

1. 障がい者の学習環境を支援するためのパーティション（低学年用）

製品の概要	外部からの視覚情報を遮断して、学習に集中出来る環境づくりを目的とした小学校低学年用の組み立て式パーティション
製品の素材	プラスチック段ボール
製品の特徴	軽くて、持ち運びやすい。女性でも簡単に組み立てることが出来る。分解出来るので収納性に優れている。
製品の大きさ	横700mm×縦1200mm



2. 障がい者の学習環境を支援するためのパーティション 高学年用

製品の概要	外部からの視覚情報を遮断して、学習に集中出来る環境づくりを目的とした小学校高学年用の組み立て式パーティション
製品の素材	強化段ボール
製品の特徴	叩いても壊れない程度の強度がある。連結すれば色々な使い方が出来る。分解出来るので収納性に優れている。
製品の大きさ	横1400mm×縦1200mm×奥行1200mm



試作したパーティションは、特別支援学校で約2ヶ月間にわたり検証した³⁾ (図3)。高学年用は強化段ボール、低学年用にはプラスチック段ボールを使用した。プラスチック段ボールの色は、先生の意見を参考に発達障がいのある児童が落ち着く白と青を採用した。



図3 特別支援学校で検証する様子

今回の検証では、堅牢な構造で据え置き型の高学年用と、簡単な構造で移動型の低学年用のパーティションを使用した。アンケート調査の結果によると、パーティションによって、教室に限られたスペースの中で生徒が集中して学習する空間を確保できた。また、低学年用のパーティションは容易に組み立てることができるので、授業準備の時間の短縮に繋がっている。しかし、低学年用はプラスチック素材の厚みが薄いため自立させるには不安定なことや高学年用は解体が困難で圧迫感があることが確認された。そこで、低学年用はプラスチックの素材から厚みのある強化段ボールに変更して安定性を向上させ、高学年用は部材をはめ込んで組み立てる構造にによって、組み立てと解体が容易になり、身体的負担が軽減するものとなった。

3-2. 事例2：発達障がいのある子どものための机と椅子⁴⁾

これまでの研究調査では、発達障がいのある子どもが創作活動や学習活動をする上で、それらの環境が十分に整っていないケースが確認された。その理由として、発達障がいのある子どもを対象とした製品自体が市場にほぼ流通していないことが挙げられる。特に日常的に使用する机や椅子などの製品が少ないのが現状である。そこで、本研究では、発達障がいのある児童の特性について考察し、ユーザビリティやアクセシビリティに配慮した机と椅子の企画開発を筆者が試みた。本研究で取り上げる発達障がいの特性⁵⁾については、以下(表1)のとおりである。

自閉症スペクトラム	集団活動に参加することが苦手な子どもが多く、少人数による活動から徐々に人数を増やす必要がある。聴覚や視覚、触覚等に強い過敏性があり、騒がしい場所や蛍光灯の光、人との接触等を極端に苦手とする場合がある。
学習障がい (LD)	得意な能力と苦手な能力の差が大きいため、得意なものを生かした活動が出来るように工夫する。苦手な活動に対しては、周囲の理解を図るとともに、出来る限り自分の力で出来るように支援の手立てを工夫する。
注意欠陥多動性障がい (ADHD)	集中力が持続しないため、落ち着きがないことがある。聞き落としや見落としをしないように、話し手に注目していることを確認してから話したり見せたりする必要がある。

表1 発達障がいの特性

療育⁶⁾では、発達障がいのある子どもは、人との積極的な関わりのなかで学習することが必要である。しかし、市場に流通している子どもの机の大半は、一人で学習することを目的として設計されているため、本研究では、人とのコミュニケーションを目的とした発達障がいのある子どものための机と椅子の開発を試みた。

机や椅子は四角形の形状が主流であるが、本研究では、人と向き合うイメージから円形を基本とした形状にした。また、体の動きに沿って作業をすることができるように、体が机に触れる部分は弓形にした。素材には、事例1の「特別支援学校におけるパーティション」で使用した機能面や環境面で優れている強化段ボールを採用し、加工には企業Kに協力して頂いた。そして、より多くの発達障がいのある児童に使用してもらうことを目的として、机と椅子の製品化を目指し、その準備として意匠登録を申請した。意匠法第1条には、「この法律は、意匠の保護および利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする⁷⁾」とある。意匠とは、物品のより美しい外観、使ってより使い心地のよい外観を探求するものである。そして、その外観は一見してだれにでも識別するものでなければならない。容易に模倣することができるため、意匠制度では、新しく創作した意匠を创作者の財産として保護する一方、その利用も図ることを定めている。この制度によって意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与しようというものである。意匠法の保護対象については、意匠登録出願以前にその意匠と同一又は類似の意匠が公知の場合は意匠登録されない。意匠法第2条に規定される意匠とは、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって視覚を通じて美感を起こさせるものが保護の対象である⁸⁾。意匠の創作は、特許法における発明や実用新案法における考案と同じく抽象的なものだが、発明・考案が自然法則を利用した技術的思想の創作であり、特許法・実用新案法はその側面からの保護をしているのに対し、意匠法は、美感の面から創作を把握し、これを保護しようとする点で異なっている。意匠登録の要件は、意匠法により以下のように規定されている⁹⁾。

1. 今までにない新しい意匠であるか（新規性）
2. 容易に創作をすることができたものでないか（創作非容易性）
3. 先に出願された意匠の一部と同一又は類似でないか
4. 意匠登録を受けることができない意匠ではないか（不登録事由）
5. 一つの出願に複数の意匠が表されていないか（一意匠一出願）
6. 他人よりも早く出願したか（先願）

本研究における机はこれらの要件を全て満たし意匠登録された。以下は、本研究で取り組んだ机と椅子の概要である。

1. 発達障がいのある子どものための机

意匠登録発行日	平成27年11月9日
意匠登録番号	意匠登録第1537239号
意匠登録日	平成27年10月9日
意匠に係る物品名	机
意匠に係る物品の説明	本物品は、天板と底板、脚部となる9枚の構成片で構成されており、各構成片を組み立てて使用する机である。材質は、段ボールであり、天板と底板の正面と背面は、波状模様が表れる。本物品の組み立てにおいては、ネジ又は釘等の固定部材を使用しないため、その組み立てならびに分解が容易である。
机の大きさ	横800mm×縦620mm×高さ360mm



2. 発達障がいのある子どものための椅子

製品の概要	発達障がいのある子どものための机とセットの椅子。円形なので座りながら向く方向を調整できる。
製品の大きさ	横1400mm×縦1200mm×奥行き1200mm



机と椅子は、パーティションと一緒にこども療育センター¹⁰⁾と子育て世帯で検証した¹¹⁾。検証の結果、強化段ボールによる机と椅子は、療育環境だけでなく家庭環境においても十分に役立つことが判明した。

本研究では、特別支援学校での研究調査を基礎研究として利用し、発達障がいのある子どもの学習環境をより良くするための発達障がいのある子どものための机と椅子をユニバーサルデザインの視座から試行錯誤を繰り返し開発した。ユニバーサルデザインの目的は、障がい者だけでなく、誰もがノーマルな生活を送るために意識することなく使用できることである。その意味において、本研究における机と椅子は、障がいの有無に関係がなく使用できるユニバーサルデザインの可能性を示すものであった。

3-3. 事例3：ワークショップにおける環境整備¹²⁾

障がい者の作品の芸術性が注目され、彼らの創作活動を芸術文化活動として支援していく試みが全国的に広がっているが、これまで創作活動を余暇活動の一環として捉えていた施設では、その環境について未だ改善の余地がある可能性がある。そこで、本研究では、障がい者と施設スタッフが共に創作活動を行い、共通の体験を通して、その環境整備における問題について考察するためのワークショップを筆者が試みた。

作業所Kでは、月に1回、陶芸や音楽などの余暇活動を行っている。利用者は自らの意志によって、どの活動に参加するかを自由に選択することができる。しかし、障がいの特性によっては、意思疎通が困難な場合や身体的に負担となる場合もあり、結果的として、余暇活動にも参加できていない利用者もいるのが現状である。本研究では、創作活動が得意な利用者だけでなく、そのような障がいを抱える利用者を中心に参加してもらえようようなワークショップを月に1回実施した(図4)。また、創作活動における環境整備の改善点を考察するため、施設のスタッフもワークショップに参加した。

ワークショップでは、利用者が自由に画材を選択して作品を創作できるようにした。画材については、画用紙、手透き和紙、アクリル絵具、水彩絵具、ポスターカラー、クレヨ



図4 ワークショップの様子

ン、色鉛筆、ペンなどを準備し、それらを自由に使用できるようにアクセシビリティやユーザビリティに配慮して置いた。

本研究のワークショップでは、第2章の「障がい者の創作活動支援を目的とした環境整備の取り組み」の事例を参考にして、次の項目に注意して取り組んだ。

1. 作業するスペース・照明…開放的な雰囲気で作業できること。
2. 移動しやすい空間…明るく風通しよく自由に動き回ることができること。
3. 事故のないようにサポート…安全に作業できること
4. 意思の尊重…絶対に無理強いしない
5. 表現の自由…創作に関するアドバイスはしない
6. 自発的な活動…作品を褒めないこと。

ワークショップでは、一人で黙々と絵を描く人、スタッフと談笑しながら創作する人など参加者の創作活動の在り方は様々であった。そして、ほぼ全員が最後まで集中して取り組んでいた。

本研究では、創作活動の環境を整備することによって、障がい者の創作する意欲が向上しただけでなく、様々な画材を用いることで絵を描く技法が変化したことが確認された。また、デッサンの授業を希望する利用者や、紙を破る破壊行動から紙を貼付ける創造行動へと変化した利用者などもおり、障がい者の前向きな行動や意欲につながる可能性があることが確認された。そして、施設のスタッフも利用者の創作活動に対する理解が深まり、その環境整備に対する意識が向上した。

註

-
- 1) 特別支援学校
広島南特別支援学校呉分校（現：広島県立呉南特別支援学校）
 - 2) 強化段ボール
複数の波状をずらして重ねた構造によって、普通の段ボールに比べて10倍以上も強度があり、軽くて丈夫で湿気にも強い。また、環境面でもリサイクルの回収率は95%以上と高く、回収や洗浄、加工等に伴うCO2の排出が出ない。
 - 3) 2014年6月から2014年8月にかけて広島県立広島南特別支援学校呉分校（現：広島県立呉南特別支援学校）でパーティションの検証を実施した。
 - 4) 発達障がい児童のための机と椅子のデザイン
2014年4月から2015年6月にかけて筆者が開発した長男のための机と椅子のプロジェクト。

-
- 5) 主婦の友社編『発達障害の子どもの心がわかる本』、主婦の友社、2010年、P.8
 - 6) 発達障がいや自閉症の児童を社会的に自立することを目的とした治療と教育
 - 7) 特許庁、「意匠とは」、特許庁ホームページ
http://www.jpo.go.jp/seido/s_ishou/chizai05.htm
 - 8) 前項7を参照。
 - 9) 末吉互著『意匠法』、中央経済社、2012年、PP.25-36
 - 10) 広島市こども療育センター
障がい者の教育環境を支援する施設。子どもの心身の発達と心の課題についての相談や医学的な診断と判定を行い、課題の早期発見と療育および必要な訓練を実施している。
 - 11) 2015年4月1日から2015年6月30日にかけて広島市こども療育センターと男児（4歳）と
女児（8歳）のいる家庭で検証を実施した。
 - 12) ワークショップにおける環境整備
2016年4月から2017年3月まで広島県廿日市市にあるくさのみ作業所で月1回実施（1回:90
分）。画材を自由に選択して絵を描くことができる。3～5名が参加している。

第3部 結 論

第3部 結論

本論では、ノーマライゼーションの立場から、障がい者の創作活動を支援するためのデザインについて論述した。

第1部では、障がい者の創作活動支援を目的とした作品の二次利用によるデザインを主題として、彼らの造形活動とそこから創造される作品の優れた芸術性や独自性に着目した。第1章では、障がい者の作品が、芸術の概念の中にどう位置づけられてきたのかについて、その歴史について概観した。アール・ブリュットは、西洋美術に批判的なデュビュッフェによって新しい表現として、また、アウトサイダー・アートは、正式な美術教育を受けていない人々の作品の再評価として定義された。アール・ブリュットやアウトサイダー・アートは障がい者の作品と多くの共通点が存在しているが、モダニズムやアートビジネスと密接に関わることによってその定義が曖昧になった。今日では、アウトサイダー・アートという名称には、インサイダーという概念や、アウトサイドによる「悪」「外道」「異端」などの負のイメージを想起させるため、その使用を避ける傾向がある。第2章では、障がい者の創作活動支援について、筆者が取材した「障がい者の創作活動を支援する美術館」と「障がい者の創造活動を支援する事業」の取り組みについて紹介した。国内では、これまで障がい者の創作活動は福祉分野として捉えられていたが、障がい者の作品を可能性の芸術としたエイブル・アート・ムーブメントや障がい者の作品とアーティストの作品と一緒に展示する美術館ボーダレス・アートミュージアムNO-MAが開館し、障がい者の美術を支援する動向は活発化している。作品の芸術性の評価や新たな才能を発見することは重要である。しかし、障がい者自身や支援する人々や作品を生み出す創作活動を取り巻く環境については改善の余地があり、作者がどのような美術教育を受けてきたのか、またどのような環境で創造したのかなどの考察が必要である。第3章では、障がい者の作品の二次利用と著作権について考察した。美術系大学と施設が「協働」という手法で、障がい者の自立を目的とした就労を推進する取り組みについて紹介した。障がい者にとって創作活動は彼らの自己表現の場であり、その副産物を経済的な価値へと変化しようとする試みには、常に彼らの尊厳と人権を尊重することが必要不可欠である。そして、これまで社会福祉的な副産物であった障がい者の作品の商業的な需要が高まる状況においては、彼らの創作活動に関わる人々には、作品の著作権や所有権などの権利に関する知識が必要である。第4章では、障がい者の作品の二次利用によるデザインをテーマに筆者が試みた「雑

誌の表紙デザイン」、「ポスターの企画展」、「年賀状のデザイン」の事例について紹介した。これらの取り組みでは、障がい者本人の創作活動への積極性といった意識の変化や、支援者の創作活動に対する理解、彼らの創作活動に関心を持つ人々の増加など一定の成果が確認された。

第2部では、障がい者の創作活動支援を目的とした環境整備のためのデザインを主題として、第1章では、障がい者の創作活動と環境についてノーマライゼーションとユニバーサルデザインの歴史について概観した。ノーマライゼーションとは、誰もが差別されることのない社会がノーマルであるという理念である。そして、その理念がアメリカに渡りユニバーサルデザインという概念を生み出した。ユニバーサルデザインとは、障がいの有無に関係なく、誰にとっても使いやすい生活環境を設計する概念であった。第2章では、障がい者の創作活動支援を目的とした環境整備の取り組みについて、筆者が取材した「地域における共生を目的とした生活介護型事業所」、「自由に利用できる素材・空間・時間を提供する多機能型事業所」、「知的障がいのあるアーティストのための社会福祉法人」の事例について紹介した。これらの施設に共通していることは、創作活動だけでなく日常生活における障がいに配慮したデザインを訴求していることであった。第3章では、障がい者の創作活動と環境整備のためのデザインについて、筆者が取り組んだ「特別支援学校におけるパーティション」、「発達障がいのある子どものための机と椅子」、「ワークショップにおける環境整備」の事例について紹介した。これらの取り組みでは、障がいをより身近なものとして捉えて、筆者が障がい者と深く関わりながら、創作活動や生活環境で生じる課題を取り上げ、障がい者と同じ視点から使い易さの公平性を保持していくためのデザインを試みた。そして、障がい者や支援者と関わり合いながらスパイラルアップしたユニバーサルデザインはより良い創造環境に繋がるものであった。また、ワークショップでは、施設の利用者だけでなくスタッフも参加し、同じ環境で共に創造するプロセスを通して、障がいの有無に分け隔てなく、その活動に対する理解を深めることができた。

近年、障がい者の作品の芸術的な価値が再評価され、彼らの創作活動を支援する動向が行政や教育機関などで活発化している。しかし、アーティストとして認められるのは一部の障がい者であり、多くの障がい者にとっては、創作活動は余暇活動の一環である。特に障がい者の創作活動は自立支援を目的とした社会福祉と密接な関係があるため、その活動だけで経済的な自立は困難である。障がい者の創作活動

を支援するには、作品の啓蒙だけでなく作者と家族、そして彼らを支援する人々を取り巻く環境の整備を様々な分野から改善する必要がある。

厚生労働省は補助事業（2014）として障がい者芸術活動支援センター¹⁾を設置した。その目的は創作活動に関わる人々の支援を推進することである。当センターでは、障がい者による美術活動への支援方法や著作権保護に関する相談への対応、美術活動を支援する人の人材育成、また展示会等を通じた関係者のネットワークづくりを行なっている。各地の支援センターに多く寄せられた相談とその対応の例については、以下のとおりである²⁾。

1. 活動場所を求める相談…絵画教室や福祉事業所の適切と思われる活動を紹介する。宮城県の支援センターでは、福祉施設内のアトリエ、民間のアトリエ、地域の社会教育施設などのアートのスペースの情報が記載されたカードを作成しWebサイトでも公開している。
2. 展示機会を求める相談…公募展か個展かの聞き取りを行ない、相談相手の居住地に応じた展示会情報を案内する。広島県の支援センターでは障がいのある人のための公募作品展³⁾を実施している。
3. 作品の借用と二次利用に関する相談…事前に書類上で確認を行い著作権に詳しい外部のアドバイザーなどに協力してもらう。相談者に法的助言が必要と認められる場合については、弁護士による無料法律相談を実施している団体もある。
4. 創作における材料やモチーフに関する相談…私的の範囲内では模写した作品は問題になりにくいだが、作品展や公募展へ応募する場合は、原著作物が明らかである場合は、著作権者の許諾を得る必要がある。著作権、肖像権、商標権などを侵さないよう材料やモチーフを選ぶように支援者は配慮しなければならない。
5. 作品画像の提供と使用許諾に関する相談…作者に対して、使用の目的や意義について詳細を説明し、使用許諾について確認を取る必要がある。

こうした相談について問題意識を共有する場が少ないことが課題である。障がい者の創造活動を支援する環境や体制についての知識を深めるために、創作活動の知識やワークショップなどの研修会などを実施する必要がある。施設の中には、著作物に関する知識不足から作品の販売や保管が十分に行なわれていないこともある。障がい者は、意思疎通が困難だったり、施設の利用者という立場から著作権につい

て主張しにくいこともあるため、彼らの権利を擁護する人材を育成することが急務である。

本研究では、作品の二次利用によってポスターなどのメディアを活用した啓蒙活動、また、ワークショップやプロダクトデザインによって創作活動の環境の整備を試みた。そして、これらの取り組みによって再認識したことは、障がい者の創作活動の支援において重要なのは、生み出される作品だけではなく、彼らが表現する行為そのものを尊重することである。本人の家族をはじめとして、障がい者を支援する人々が彼らの表現に対して理解を示し、その環境を整備していくことが創作活動の発展に繋がると考える。ワークショップでは、作業所の利用者やスタッフが共に創作活動をすることによって、創作活動に対する意識向上に繋がった。このようなワークショップが一過性のものでなく、日常的な活動として、彼らが自発的に継続して創作活動できることが重要である。そのためには、彼らの身近な存在である人々が、障がい者の表現の衝動を理解することが必要不可欠である。表現するという行為は、障がい者だけでなく全ての人々にとって生きる力の基礎である。彼らの表現の意味を障がいの有無に関係なく柔軟に理解し、自ら共感・共振させることによって、はじめて、障がい者の創作活動を支援することができるのではないか⁴⁾。本研究の根幹には、ノーマライゼーションの理念がある。それは障がい者の日常生活の様式や条件が可能な限り社会の主流の人々に近い状態となることである。障がい者の創作活動の支援は、ノーマライゼーションの理念を社会に浸透させ、誰もが差別を意識することのない生活を送ることができる社会の実現に繋がる可能性を秘めたものである。

註

-
- 1) 障害者の芸術活動支援モデル事業連携事務局『障害者の芸術活動支援取り組み事例』、厚生労働省、2015年
 - 2) 前項1 P.17-84
 - 3) 2001年よりNPO法人Hが主催している作品展「アート・ルネッサンス」。
 - 4) 2016年3月1日にやまなみ工房にて筆者が山下に取材を行ったときのコメント。

謝辞

本論文は、筆者が広島市立大学大学院博士後期課程芸術学研究科総合造形芸術専攻（立体造形領域）在学中に行った研究をまとめたものである。

本論文の執筆にあたり、ご精読頂き、いつもの的確なアドバイスを頂きました本学芸術学部関村誠教授に深く感謝致します。

本研究に関して終始熱心なご指導ご鞭撻を頂きました主指導の本学芸術学部吉田幸弘教授に深く感謝致します。また副指導としてアドバイスを頂きました及川久男教授、Charles Worthen教授に心より感謝の意を表します。

本研究の取り組みのきっかけとなった鶴学園八千代校舎の山根清先生、達川智史氏には大変お世話になりました。心より感謝致します。

研究事例における企画展ではNPO法人コミュニティリーダーひゅーるぼんの保田香織氏、雑誌の表紙デザインでは（有）グリーンブリーズの高林真澄氏、年賀状デザインでは（株）カメラのサエダの東弘幸氏、ワークショップではくさのみ作業所の向井彩子氏には大変お世話になりました。心より感謝致します。

試作品の検証においては、広島県立広島南特別支援学校校長の重岡伸治氏、広島市こども療育センターの小児科坪倉ひふみ先生と地域支援室西本朋子氏に大変お世話になりました。心より感謝致します。

研究調査にあたっては、アトリエ・コーナスの白岩高子氏、やまなみ工房の山下完和氏、アトリエ・インカーブの今中博之氏と神谷梢氏には大変お世話になりました。心より感謝致します。

研究製作については、菅勇紀氏、しみず木工所の鍋谷一也氏に多大な協力をして頂き、作品を完成させることが出来ました。心より感謝致します。

論文執筆については、常に的確なアドバイスをして頂いた近畿大学森山智浩准教授に深く感謝致します。

またデザインに関する的確なアドバイスをして頂いた福本順之氏には心より感謝致します。

最後に、本研究において、いつも励まし温かく見守ってくれた家族に深く感謝致します。

参考文献

- [1] 浅井治彦, 益田文和編, 『エコデザイン』, 東京大学出版会, 2010年11月
- [2] 今中博之著, 『観点変更: なぜ、アトリエインカーブは生まれたか』, 創元社, 2009年9月
- [3] 今中博之監修, 『アトリエインカーブ: 現代アートの魔球』, 創元社, 2010年5月
- [4] 小原二郎著, 『暮らしの中の人間工学』, 実教出版, 2011年10月
- [5] 笠谷圭見編, 『A Book About DISTORTION』, やまなみ工房, 2016年3月
- [6] 梶本久夫監修, 『ユニバーサルデザインの考え方』, 丸善, 2009年5月
- [7] 川井田祥子著, 『障害者の芸術表現: 共生的なまちづくりにむけて』, 水曜社, 2013年2月
- [8] 川上浩司著, 『不便から生まれるデザイン: 工学に活かす常識を超えた発想』, 化学同人, 2011年9月
- [9] 北岡賢剛, 齋藤誠一編, 『アール・ブリュット・コレクションとボーダレス・アートミュージアムNO-MAとの連携事業報告書』, 特定非営利活動法人はれたりくもったり, 2009年3月
- [10] 北澤憲昭著, 『美術のポリティクス』, ゆまに書房, 2013年7月
- [11] こんなアートスペースがあったらいいな編集委員会編, 『こんなアートスペースがあったらいいな 障害のある人・アート・まち』, 日本障害者芸術文化協会, 2000年3月
- [12] 齋藤誠一, 木元聖奈著, 田端一恵構成, 『アール・ブリュットインフォメーション&サポートセンター平成26年度事業報告 障害のある人の造形活動支援ハンドブック』, アール・ブリュットインフォメーション&サポートセンター, 2015年3月
- [13] 榎木野衣著, 『アウトサイダー・アート入門』, 幻冬舎, 2015年3月
- [14] 社会福祉法人グロー編, 田端一恵構成, 『障害者の芸術活動支援取り組み事例集』, 社会福祉法人グロー, 2015年3月
- [15] 社会福祉法人グロー編, 田端一恵構成, 『2014年度 障害者の芸術活動支援モデル事業報告書』, 社会福祉法人グロー, 2015年3月
- [16] ジャン=ピエール・クライン著, 阿部恵一郎, 高江洲義英訳, 『芸術療法入門』, 白水社, 2007年6月
- [17] ジュリア・カセム著, ホートン・秋穂訳, 『インクルーシブデザインという発想: 排除しないプロセスのデザイン』, フィルムアート社, 2014年6月
- [18] 障害者アートを活用した障害者の自立・社会参加に関する研究プロジェクト推進委員会編, 『障害者アートを活用した障害者の自立・社会参加に関する研究プロジェクト報告書』, 厚生労働省障害者保健福祉推進事業, 2010年3月
- [19] 障害者芸術著作権等整備委員会編, 『障害者アートと著作権』, 日本障害者芸術文化協会, 2000年3月

- [20] 末永照和著,『評伝ジャン・デュビュッフェ アール・ブリュットの探求者』,青土社,2012年10月
- [21] 田中直人,保志場国夫著,『五感を刺激する環境デザイン:デンマークのユニバーサルデザイン 事例に学ぶ』,彰国社,2002年6月
- [22] 田中直人著,『ユニバーサルサイン:デザインの手法と実践』,学芸出版社,2002年5月
- [23] ダリオ・ガンボニー著,藤原貞朗編,『障がいを問い直す』,三元社,2007年9月
- [24] 辻弘,杉山明博著,『造形形態論』,三晃書房,1981年5月
- [25] 中川聰,『ユニバーサルデザインの教科書』,日経デザイン,2002年5月
- [26] 日本人間工学会編,『ユニバーサルデザイン実践ガイドライン』,共立出版,2003年6月
- [27] 野村武夫著,『ノーマライゼーションが生まれた国・デンマーク』,ミネルヴァ書房,2004年2月
- [28] 服部正著,『アウトサイダー・アート』,光文社,2003年9月
- [29] ハンス プリンツホルン著,林晶,ティル・ファンコア訳,『精神病者はなにを創造したのか:アウトサイダー・アート/アール・ブリュットの原点』,ミネルヴァ書房,2014年9月
- [30] ボーダレス・アートミュージアムNO-MA著,アサダワタル監修,『ボーダレス・アートミュージアムNO-MA10年の軌跡』,社会福祉法人グロー,2014年6月
- [31] 松井彰彦,川島聡,長瀬修編,『潜在的イメージ』,東洋経済新報社,2011年7月
- [32] 山中俊治著,『デザインの骨格』,日経BP社,2011年1月
- [33] 3331 Arts Chiyoda, 中村政人著,3331 Arts Chiyoda, 保坂健二郎監,『アール・ブリュット? アウトサイダー・アート? ポコラート! 福祉×表現×美術×魂』,3331 Arts Chiyoda,2013年1月
- [34] 『美術手帖』,美術出版社,2009年7月